

建設副産物に関する仕様書

○ 共通事項

- 1 建設リサイクル法対象工事の落札候補者は、契約締結前に法第12条第1項の規定により、発注者に対し事前説明を行うこと。（様式は、「土木工事現場必携」参照）
- 2 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。
また、受注者においても、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- 3 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法第9条に則りその種類ごとに分別すること。
- 4 「再生資源の利用促進に関する法律」等に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画の実施状況（実績）について、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を作成ししゅん工書類とともに提出すること。

なお、これらの記録は工事完成後一年間保存しておくこと。また、各様式については、監督員の指示による。

5 建設産業廃棄物の収集運搬及び処分について

- (1) 建設産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と必ず書面による委託契約を締結すること。
- (2) 処理委託は、収集運搬業者と処分業者のそれぞれとの委託契約書を締結すること。
- (3) 産業廃棄物処理業の許可証を確認し、委託契約書に許可証の写しを添付すること。（扱える産業廃棄物の種類、処理方法及び許可の有効期限を確認していること。）
- (4) 発注者から直接工事を請け負った元請業者が排出事業者となり、元請業者が建設廃棄物の処理責任を負う。
- (5) 建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すること。
- (6) 上記(1)から(5)については、しゅん工検査までに監督員の確認を受け、しゅん工書類に以下の書類を添付すること。
 ア 収集運搬と処分それぞれの委託契約書の写し（請負業者が両方の許可を持つ場合はひとつ）
 イ 委託契約書に添付された許可証の写し
 ウ マニフェストのA票、B2票、D票、E票の写し（D票、E票については、後日であっても差し支えない。）
 エ 再資源化施設・最終処分場との関係を示す写真
- (7) D票がマニフェストを交付した日から90日以内、E票がマニフェストを交付した日から180日以内に送付されていない場合は、地域振興局環境課又は県庁資源循環推進課に報告すること。
- (8) 建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の写しを求められた場合は応じなければならない。
- (9) 受注者が施工計画書に記載又は整備すべき事項

処理方法 ※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処理委託先 (業者)	業者名		許可番号		
	住所				
収集運搬委託先 (委託の場合)	業者名		許可番号		
	住所				
その他	資源化の方法など				

(添付書類)

- ・ 処理先の許可証の写し及び収集運搬業者の許可証の写し（収集運搬を委託する場合）
- ・ 受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し
- ・ 処理業者の所在地及び運搬ルート
- ・ 下請けがある場合は、告知書の写し
- ・ 「公共工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事实施要領（土木）」の「説明書」および「分別解体等の計画等」

コンクリート品質管理・土木コンクリート構造物品質確保特別仕様書

第1章 コンクリート品質管理

第1条 適用範囲

この特別仕様書は、地域振興局農地整備課の発注する工事に適用する。

第2条 コンクリート担当技術者の配置

受注者は、一定規模のコンクリート工事において、コンクリート担当技術者を配置しなければならない。ただし主任技術者または監理技術者との兼務は可能であり、施工計画に記載するものとする。

(一定規模とは、50m³以上)

第3条 責任分界点からの、受注者が行う品質管理

受注者は、試験を、「生コン会社等に委託」した場合は、すべて立ち会うとともに、記録や写真について成果品資料として提出する。

ただし、コンクリート圧縮強度試験は、関係部長通知により指定された建設材料試験機関で行うこととなっているので、従来どおり、立ち会い及び写真を省略出来るものとする。

第4条 生コン納入書の扱い

納入書には、工場発と現場着時間に加え打設完了時間を記入することとし、成果品資料として提出する。

第5条 圧縮試験供試体の扱い

①養生は、原則として長野県建設技術センターで行う。

②供試体には、受注者がサインした供試体確認版をいれる。

供試体確認版：所定事項を記入し供試体型枠側面に貼り付ける確認版

また、供試体確認版は 別添 に示す製品から選択できるものとする。

なお、圧縮強度試験を長野県建設技術センターで実施した場合、試験成績書へは*供試体確認版有り*と印字される。

第2章 土木コンクリート構造物品質確保

第1条 スペーサーの設置

鉄筋のかぶりを確保するため、構造物の側面については原則1m²につき2個以上、構造物の底面には原則1m²につき4個以上のスペーサーを設置するものとする。

第2条 設置の確認

鉄筋組み立て終了後監督員の立会検査を受けること。但し事前に監督員の立会省略の許可を得た場合は、写真撮影に換えることができる。

第3条 テストハンマーによる強度推定調査

(1) 調査対象

調査対象構造物は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く）、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類（ただし、プレキャスト製品は除く）、橋梁上・下部工（ただし、PCは除く）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。ただし、別添特別仕様書に定めがある場合はこの限りでない。

(2) 調査頻度

- 1) 鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として3箇所の調査を実施する。
- 2) 調査の結果、所定の強度が得られない場合は、その箇所周辺において再調査を5箇所実施する。

(3) 測定

- 1) 測定方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCCE-G504）」による。
- 2) 測定は監督員及び受注者が立会のうえ実施する。なお、立会の頻度は30%程度とする。
- 3) 構造物毎に別紙様式—1により調査票を作成し、しゅん工検査時まで提出するものとする。

(4) 圧縮強度試験の実施

- 1) 第3条において実施したテストハンマーによる強度推定調査の再調査で平均強度が所定の強度を満足しない場合、もしくは一箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コア採取による圧縮試験を実施する。
- 2) コアの採取位置
所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取するものとし、採取位置については監督員と協議を行い決定するものとする。

- 3) コアの採取
採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行うこと。
- 4) 試験方法
試験方法は、「コンクリートからのコアおよび、はりの切り取り方法並び強度試験法（JIS A1107）」により実施する。
- 5) 試験は監督員及び受注者が立会のうえ実施する。なお、立会の頻度は30%程度とする。
- 6) 構造物毎に別紙様式—1により調査票を作成し、しゅん工検査時まで提出するものとする。
- 7) 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度を満足することができなかつた場合、もしくは一箇所の強度が設計強度の85%を下回つた場合は、対策を検討するものとする。
- 8) 試験に要する費用
テストハンマーによる調査費用は受注者の負担とする。

第4条 ひび割れ発生状況調査

(1) 調査対象

調査対象構造物は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く）、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類（ただし、プレキャスト製品は除く）、橋梁上・下部工（ただし、PCは除く）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。ただし、別添特別仕様書に定めがある場合はこの限りでない。

(2) 調査方法

- 1) 0.2mm以上のひび割れ幅について現地にマーキングし展開図を作成する。また展開図に対応する箇所について写真撮影をするものとする。
- 2) 構造物毎に別紙様式—2により調査票を作成し、しゅん工検査時まで提出するものとする。

(3) 調査結果の評価

原因の推定は、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）を参考として、ひび割れの発生パターン（発生時期、規則性、形態）、コンクリート変形要因（収縮性、膨張性）、配合、気象条件を総合的に判断して、原因を推定するものとする。

(4) 補修の判断基準

補修の要否に関するひび割れ幅は、原則として「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」による。

(5) 調査に要する費用

ひび割れ発生状況調査に要する費用は受注者の負担とする。

【参考】

補修の要否に関するひび割れ幅の限度

区分	その他 要因	環境			耐久性からみた場合			防水性からみた場合
		きびしい	中間	ゆるやか	—			
補修を必要とするひび割れ幅 (mm)	大	0.4以上	0.4以上	0.6以上	0.2以上			
	中	0.4以上	0.6以上	0.8以上	0.2以上			
	小	0.6以上	0.8以上	1.0以上	0.2以上			
補修を必要としないひび割れ幅 (mm)	大	0.1以下	0.2以下	0.2以下	0.05以下			
	中	0.1以下	0.2以下	0.3以下	0.05以下			
	小	0.2以下	0.3以下	0.3以下	0.05以下			

- 注：1） ・その他の要因（大、中、小）とは、コンクリート構造物の耐久性及び防水性に及ぼす有害性の程度を示し、下記の要因の影響を総合して定める。
 ・ひび割れの深さ、パターン、かぶり厚さ、コンクリート表面被覆の有無、材料、配（調）合、打継ぎなど。
- ：2） ・主として鉄筋の錆の発生条件の観点からみた環境条件

別添様式－1

テストハンマーによる強度推定調査票（1）

工事名	
受注者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定No		
構造物形式			
構造物寸法			
しゅん工年月日	年 月 日		
コンクリートの種類			
コンクリートの設計強度	N/mm ²	コンクリートの呼強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から Km、該当無し		
周辺環境 ①	工場、住宅、商業地、農地、山地、その他（ ）		
周辺環境 ②	普通地、寒雪地、その他（ ）		
直下周辺環境	河川、海、道路、その他（ ）		
	<p>構造物位置（1/50, 000を標準とする）</p> <p>添付しない場合は、（別添資料—○参照）と記入し資料提出</p>		

テストハンマーによる強度推定調査票（2）

構造物名：（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

<p>一般図、立面図等</p> <p>添付しない場合は、（別添資料—○参照）と記入し資料提出</p>
--

テストハンマーによる強度推定調査票（3）

構造物名：（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

<p>全景写真</p> <p>添付しない場合は、（別添資料—○参照）</p>
--

テストハンマーによる強度推定調査票（４）

構造物名：（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

調査箇所	①	②	③	④	⑤
推定強度 (N/mm ²)					
反発硬度					
打撃方向 (補正值)	()	()	()	()	()
乾燥状態 (補正值)	・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()	・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()	・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()	・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()	・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()
材齢 (測定年月日)	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()
推定強度の最大値				N/mm ²	
推定強度の最小値				N/mm ²	
推定最大結果の最大値と最小値の差				N/mm ²	

テストハンマーによる強度推定調査票（５）

構造物名：（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

強度測定箇所
添付しない場合は、（別添資料—○参照）と記入し資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（６）

—コア採取による圧縮強度試験—

コンクリートの圧縮試験結果

材齢 28日圧縮強度試験	1本目の試験結果	
材齢 28日圧縮強度試験	2本目の試験結果	
材齢 28日圧縮強度試験	3本目の試験結果	
平均値		
[備考]		

別添様式—2

ひび割れ調査票（1）

工事名	
受注者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定No		
構造物形式			
構造物寸法			
しゅん工年月日	年 月 日		
コンクリートの種類			
コンクリートの設計強度	N/mm ²	コンクリートの呼強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から Km、該当無し		
周辺環境 ①	工場、住宅、商業地、農地、山地、その他（ ）		
周辺環境 ②	普通地、寒雪地、その他（ ）		
直下周辺環境	河川、海、道路、その他（ ）		
	構造物位置（1/50，000を標準とする） 添付しない場合は、（別添資料—〇参照）と記入し資料提出		

ひび割れ調査票（2）

構造物名：（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

構造物一般図 添付しない場合は、（別添資料—〇参照）と記入し資料提出

ひび割れ調査票（3）

構造物名：（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

調査年月日	年 月 日	
ひび割れの有無	有 無	本数：1～2本、3～5本、多数
		ひび割れ総延長 約 m
		最大ひび割れ幅（〇で囲む） 〇. 2mm以下 〇. 3mm以下 〇. 4mm以下 〇. 5mm以下 〇. 6mm以下 〇. 8mm以下 mm
		発生時期（〇で囲む） 数時間～1日、数日、数10日以上、不明
		規則性：有 無
		形態：網状、表層、貫通、表層or貫通
		方式：主鉄筋方向、直角方向、両方向、鉄筋とは無関係

ひび割れ調査票（４）

構造物名：（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

ひび割れ状況のスケッチ

添付しない場合は、（別添資料—○参照）と記入し資料提出

ひび割れ調査票（５）

構造物名：（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

ひび割れ発生箇所の写真

添付しない場合は、（別添資料—○参照）と記入し資料提出

別掲3

創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	令和〇〇年度 〇〇事業 〇〇工事		受注者名
項目	評価内容	番号	提案内容
□創意工夫	□施工		(例) ・災害等での臨機の処置 ・施工状況(条件)の変化に対応した自発的提案 ・ICT活用工事の取組み ・測量・位置出し ・施工に伴う機械、器具、工具、装置類の工夫 ・二次製品、代替製品の利用の工夫 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善 ・仮設計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・写真管理の工夫 ・その他
	□品質		(例) ・使用材料、施工方法、品質確保の工夫 ・集計ソフトの活用 ・その他
	□安全衛生		(例) ・安全施設・仮設備の配慮・工夫 ・安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止・被害軽減対策・交通確保の工夫 ・その他
	□その他		(例) ・リサイクル推進 ・生産性向上の取組み ・その他
□社会性等 (地域社会や住民 に対する貢献)	□地域への貢献等 (週休2日に対する取組み を含む)		(例) ・週休2日実現の取組みの工夫 ・地域の自然環境保全 ・作業現場の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・ボランティア活動への積極的な参加 ・その他

実施状況の提出は、創意工夫、社会性等それぞれ7項目を上限とする。

別掲3-1 説明資料

創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

工事名			番号	
項目		評価内容		
提案内容				
(説明)				
(添付図)				

○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性それぞれ7項目を上限とする。

【別添様式】について

1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。

「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

指 導 事 項

- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- (2) 建設工事の適正な施工の確保について
 - 一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
 - 二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
 - 三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうら、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を存するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
 - 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (3) 労働福祉の改善等について
建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- (4) 建設業退職金共済制度について
 - 一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - 三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に事務所に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
 - 四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
 - 六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
 - 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

- 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不当改造等を助長することのないようにすること。
- 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

(6) セメント等を地盤改良材に使用する場合の措置について

セメント及びセメント系固化材を使用する際には、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を行い、自然環境等に悪影響を及ぼすことの無いように適正に処理を行うこと。
なお、試験方法、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領」によるものとする。

(7) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

- ①暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。
- ②暴力団等不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。
- ③不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署に提出すること。
- ④不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行う。

(8) 不正軽油撲滅対策

- ①軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。
- ②県庁税務課及び各県税事務所が行う燃料の抜取調査等に協力すること。

別掲5

年 月 日

地域振興局長 様

県外産資材使用報告書

受注者名：

工事名：

本工事において県内産資材を使用しない主要材料は、以下のとおりです。

資材名	規格	使用数量	製造者名・製造工場名・購入先等 (県名及び市町村名)	県内産資材を使用しない理由

(注)

主要材料とは、施工計画書に記載する「主要材料」程度とする。

長野県情報共有システム機能仕様書

(平成27年11月1日現在)

(目的)

第1条 情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用にあたり、システムに悪影響を与えず、円滑かつ適正な情報共有を図るため、必要な機能や条件を定める。

(システム機能要件)

第2条 情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し運用するシステムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成26年7月版（Rev. 4.0）」（平成26年7月 国土交通省）に規定する機能要件のうち、次の機能を満たすものとする。

- ① 工事基本情報管理機能
- ② 掲示板機能
- ③ スケジュール管理機能
- ④ 発議書類作成機能
- ⑤ ワークフロー機能
- ⑥ 書類管理機能
- ⑦ 工事書類等入出力・保管支援機能
- ⑧ システム管理機能

(システム運用条件)

第3条 システムは、インターネットを介して受発注者が利用でき、次の条件を全て満たしたASP (Application Service Provider) 方式で提供されるものとする。

- ① クライアントのOSは、Windows Vista 以上とすること。
- ② クライアントのブラウザは、インターネットエクスプローラ（IE）8以上 11 までとする。
- ③ システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- ④ 県が公開している土木工事様式は、Web 形式で入出力できること。
- ⑤ 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- ⑥ システム操作時の反応速度が適切であること。
- ⑦ 機能の追加により、発生する費用はシステム提供者が負担すること。
- ⑧ システム（サーバ等含む）の不具合により、データが消失等した場合は、システムの提供者が補償すること。
- ⑨ システムの円滑な運用のため、システムの提供者が教育・訓練などのサポートを実施すること。また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。
- ⑩ 他の公共団体の使用実績を1年以上有するものであること。

別掲7

「共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合」

令和3年度土地改良工事積算基準(土木工事)から適用

(単位:%)

費目	工種	ほ場	農用	舗装	道路	水路	水路	排水	河川	管水	管更	畑か	海岸	コン	その	その	フィ	コン
		整備	地造	工事	改良	トン	工事	路工	工事	工事	路工	生工	ん施	工事	クリ	他土	他土	ルダ
		工事	成工		工事	ネル		事		事	事	設工		ート	木工	木工	ム工	ート
			事			工						事		補修	事(1)	事(2)	事	ダム
														工事				工事
共通仮設費(率分)に占める実績変更対象費の割合 管繕費 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)		6.07	4.49	11.25	12.82	8.70	8.19	9.37	9.19	8.27	18.33	7.35	12.63	6.98	11.53	9.40	8.93	12.67
共通仮設費(率分)に占める実績変更対象費の割合 運搬費 (建設機械の運搬に要する費用)		19.55	12.05	18.46	12.43	11.08	12.61	10.76	12.05	12.03	11.68	11.05	16.47	8.84	14.54	20.67	0.17	0.45
共通仮設費(率分)に占める実績変更対象費の割合 準備費 (伐採・除根・除草に要する費用)		2.39	4.94	0.35	1.41	1.07	1.46	0.39	3.42	1.22	0.29	0.56	1.73	0.67	0.77	2.62		
現場管理費(率分)に占める実績変更対象費の割合 労務管理費 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)		1.38	2.04	1.31	1.58	1.99	1.44	2.04	1.28	1.65	2.08	0.84	1.21	2.55	1.79	2.62	2.96	2.43

下請契約における県内企業の優先採用に関する特別仕様書

- 1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。なお、県内企業とは県内に本社・本店（みなし本店を含む。）を置く建設企業者をいう。
- 2 受注者は、下請企業に対し、本工事は「下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書」があることを周知する。

長野県産土木用材産地証明書発行基準

1 (目的)

長野県県産間伐材供給センター協議会規約第4条(3)により、県産土木用材産地証明書(以下証明書という)を発行するための基準を示すものである。

2 (発行対象者)

- (1) 長野県県産間伐材供給センター協議会(以下供給センターという)を構成する者及びその構成員。
- (2) 供給センターの認めた者。

3 (発行者)

証明書の発行は、次の地区協議会が行う。

証明書の発行を求めるものは次の事務局へ、次の書類を提出する。

(発行所)

- ① 東信地区協議会 小諸市甲鞍掛4747(東信木材センター協同組合連合会内)
(TEL 0267-23-0887)
- ② 南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山5892-1
(長野県森林組合連合会 南信木材センター内)
- ③ 中信地区協議会 安曇野市三郷温4000
(長野県森林組合連合会 中信木材センター)
- ④ 北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配342-1
(長野県森林組合連合会 北信木材センター内)

(提出書)

- (1) 証明書発行申請書(様式1)
- (2) 素材丸太にあつては、その生産者の、加工品にあつてはその加工製造業者の「出荷証明書」
(書式は特に定めないが、①工事名 ②施工主 ③元請 ④品種(県産材使用を明記する)
⑤製造日又は伐採日 ⑥製造者又は伐採者を明記し、その発行者の押印のあるもの)

4 (証明書の書式)

証明書の書式は、(様式2)とする。

5 (申請者の責務)

- ① 申請書記載事項等に虚偽があり、その責務を問われた場合、その責務は申請者に帰するものとする。
- ② 協議会から長野県産間伐材を使用していることを証明する資料を求められた場合速やかに従う責務を負う。

別掲9（様式1）

長野県産土木用材産地証明書発行申請書

年 月 日

県産間伐材供給センター協議会長 様

（申請者）

会社名

代表者名

下記使用について確かに長野県産材を使用したので長野県産土木用材産地証明書を発行してください。

記

工事名： _____ 年度 _____ 事業 _____ 地区 _____ 工事 _____
発注者：長野県 _____ 地域振興局長
品 種：県産からまつ間伐材使用
 2.0m×8～12cm 皮むき丸太 500本
製造者： _____
製造日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
添付書類： 出荷証明書
その他： _____

県産土木用材産地証明書

様

年 月 日

長野県岡田町30-16
県産間伐材供給センター協議会
会 長 ○○○○

下記の土木用材は、長野県産であることを証明します。

記

納材者 氏名又は名称及び代表者名			
樹種	規格・仕様	数	量

共通環境配慮指針

環境要素	配慮事項
大気環境	<p>地域の大气環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、大気汚染や、騒音、振動、悪臭、粉じん、有害化学物質などによる環境への負荷の回避または低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。 ・ 交通流の円滑化により大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。 ・ 集じん装置、有害物質処理装置等の設置を行い大気汚染の発生を防止する。 ・ 有害物質の使用、保管等の管理を徹底する。 ・ 土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。 ・ 防じんシートの設置を行い粉じんの飛散を防止する。 ・ 排出ガス対策型の車両や機械を採用する。 ○ 騒音、振動の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。 ・ 著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。 ・ 低騒音・低振動型の建設機械を採用する。 ・ 防音壁、防音シート、緩衝緑地帯等の遮音設備・吸音設備を設置し、騒音を低減する。 ・ 道路においては高機能舗装等の採用により騒音の低減に努める。 ○ 悪臭の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。 ・ 悪臭原因物質の使用、保管等の管理を徹底する。 ・ 臭気除去装置を設置する。 ・ 建築物の機密性向上、出入り口の構造の工夫、排水処理槽の被覆等により、悪臭の漏洩を防止する。
水環境	<p>地域の水環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、水質汚濁の防止や水循環の保全に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水質汚濁の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道などの水源地近傍への立地は出来るだけ避ける。 ・ 土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱脈、鉱山跡地等で重金属等が偏在する場所の造成を出来るだけ避ける。 ・ 沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。 ・ 農薬を使用しない又は使用量を削減する。 ・ チェーンソーを使用する際は生分解性チェーンオイルを使用する。 ・ 地盤改良は適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。 ・ 水道水源、貴重な動植物分布地、取水地点及びすでに汚染が著しい地域等への排水を出来るだけ避ける。 ・ 水の循環使用等により排出負荷を低減する。 ・ 工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。 ○ 水循環の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透水性舗装の導入や舗装面の削減、浸透側溝・浸透枦・芝舗装の導入等、雨水の地下浸透により水循環を保全する。 ・ 水田や地下水・湧水を保全する。 ・ 地下水を使用しない又は使用量を削減する。 ・ 山間部においては流域界の変更や沢の埋立を避ける。 ・ 河川においては下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。 ・ 浄化機能維持のため、水辺植生を保全する。 ・ 掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。

<p>地形・地質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変を出来るだけ避ける。 ・ 地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変を出来るだけ避ける。 ○ 改変面積の最小化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。 ・ 段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。 ・ 工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。 ・ 工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。 ・ 工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。 ・ 法面の勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。
<p>野生動植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全上重要な地域の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。 ○ 野生動植物の生息・生育空間の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の移動経路の分断を出来るだけ避ける又は新たな移動経路を確保する。 ・ 河川・水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。 ・ 水際部を保全し、自然植生の連続性を確保する。 ・ 河川においては瀬や淵の保全又は創出を行う。 ・ 回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な植物を生育適地へ移植する又は生育地を創出し移植する。 ・ 回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な動物を生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。 ・ 進入防止柵を設置し動物の侵入を防止する。 ○ 動物の繁殖期における影響の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な動物等の繁殖期、産卵期の工事を出来るだけ避ける。 ○ 地域独自の生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表土を植生用客土として活用し、在来種による植栽・緑化を行う。 ○ 動植物への負担の少ない形状・素材の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下した小動物が脱出できる側溝、透過型えん堤、多段式落差工、自然石空張護岸等動植物への負荷の少ない構造を検討する。 ・ 自然石、自然素材又は多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。
<p>景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ すぐれた景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な景観資源の改変を出来るだけ避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。 ・ 主要な眺望景観や自然・文化的景観を阻害するような建築物の立地を出来るだけ避ける。 ・ 工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。 ○ 良好な景観の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。 ・ 樹木の伐採は出来るだけ避ける又は植樹等による緑化に努める。

自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然とのふれあいの場への立地の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の人が利用している自然とのふれあいの場又はふれあい活動に重大な影響を与える周辺環境の改変を出来るだけ避ける。 ○ 自然とのふれあい空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊水施設やせせらぎ水路、池、親水護岸、階段や飛び石など水辺空間の整備に努める。 ・ 河川、水路などの暗渠化は避けるよう努める。 ・ ビオトープを創造し、自然とのふれあいの場を創出する。
文化財等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財等地域で親しまれている歴史的な建築物・構造物などやその周辺へ影響を及ぼすおそれがある立地を出来るだけ避ける。 ・ 原則として 史跡・名勝・天然記念物の指定地内への立地は避ける。また、史跡等の周辺や埋蔵文化財を包蔵する可能性の高い土地への立地を出来るだけ避ける。
廃棄物・建設残土	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設廃棄物や建設残土の発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 ・ 建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 ○ 建設廃棄物や建設残土のリサイクル <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。 ○ 資源の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生 As 合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥 改良土等再生資材の利用に努める。 ・ 自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。 ・ 信州リサイクル認定製品の利用を推進する。
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への負荷の少ない機械の利用等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・ アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・ 点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。 ○ エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建設にあたっては温室効果ガス削減に努めた計画とする。 ・ 地熱、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーや雨水、廃熱等の有効利用に努める。 ・ LED 照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。 ・ 建築物の断熱化に努める。
日照障害・電波障害・光害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日照障害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日照障害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。 ○ 電波障害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害が予測される場合は、電波吸収材や反射材の使用による反射障害や遮へい障害の防止又は代替措置を検討する。 ○ 光害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明の設置にあたっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。

地域別環境配慮指針

地域	環境配慮事項
山地・丘陵	<p><基本的な考え方> 山地・丘陵地域は、森林や湿原、溪流など、多くの自然性の高い環境要素から構成され、それらの地域特性を反映した良好な自然環境を形成しており、自然環境や我々の生活環境の保全上、極めて重要な役割を持つ地域である。 このため、事業計画の策定に際しては、その必要性や立地の妥当性をあらかじめ十分検討したうえで、大気浄化や清澄な水源のかん養機能をはじめ、多様な生物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場としての機能の保全に十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項> ○ 希少な動植物の生息・生育環境の確保 ○ 事業規模の最適化や工法の工夫による改変面積の最小化 ○ 動物の移動に支障がないような緑地の保全・創造 ○ 河川、湖沼等の良好な水質、水量等の保全や湿地の乾燥化の防止 ○ 有害化学物質などによる水資源の汚濁防止 ○ 希少な動物の繁殖期を避けるなど工事時期への配慮 ○ 地形・地質、森林等の自然景観への配慮 ○ 水源かん養機能のある森林の保全</p>
平野・田園	<p><基本的な考え方> 平野・田園地域は、里山や耕作地など、人と自然との密接な関わりにより育まれてきた身近な自然が広がり、地域独自の多様性に富んだ半自然的な環境が形成されており、人の日常生活と自然環境との関わりが深い地域である。 このため、事業計画の策定に際しては、人の生活環境の保全とともに、身近で多様性に富んだ自然環境の保全にも十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項> ○ 池や沼、河川敷、水田などの生物の生息及び生息地の保全 ○ 身近な自然とのふれあい活動の場の保全・創出 ○ 健全な水循環の維持及び地盤沈下防止のため、水田や地下水・湧水の保全 ○ 工事や供用時における濁水等の処理対策の充実による、河川やため池等の汚濁防止 ○ 都市生物や外来種の侵入・繁殖の防止</p>
市街地	<p><基本的な考え方> 都市機能が集積した市街地は、多くの人々の生活空間であり良好な生活環境の保全（大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音等の防止）が強く求められる。 また、人工改変区域が多くを占める市街地に一部残る緑地や河川等は、その自然的環境に依存する、独自の生態系を形成している場合もある。 このため、事業計画の策定に際しては、生活環境の保全に十分配慮するとともに、歴史的・文化的資源の保全や残された自然的要素の保全、新たな生物生息・生育空間の創造に十分配慮する。 また、地球環境保全の観点から、省資源・省エネルギーの推進や温室効果ガスの排出抑制等にも十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項> ○ 交通流の円滑化による排気ガスや騒音の低減 ○ 雨水の地下浸透等による健全な水循環の維持・回復、地盤沈下の防止 ○ 新たな工作物の存在・供用や工事による大気や水質、騒音など周辺影響への配慮 ○ 河川の水質、水量、生態系への配慮 ○ 残存する自然環境や都市内の緑地等の保全 ○ 緑地や都市公園の整備に伴うビオトープの創造 ○ 建築物などのデザイン、高さ、色彩について周辺景観への配慮 ○ 省エネルギー、新エネルギーの利用等による二酸化炭素排出量削減 ○ 日照障害・電波障害等による周辺の生活環境への影響防止</p>